

令和2年分の確定申告について【光税務署からのお知らせ】

光税務署では、『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（2月16日～3月15日）と重なることを踏まえて、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（および復興特別所得税）、贈与税および個人事業者の消費税（地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で4月15日（木）まで延長します。

これに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税を利用している人の振替日についても、申告所得税は5月31日（月）に、個人事業者の消費税は5月24日（月）に延長となります。

◇申告期限・納付期限

税目	当初	延長後
申告所得税	3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	3月31日（水）	
贈与税	3月15日（月）	

◇振替日

税目	当初	延長後
申告所得税	4月19日（月）	5月31日（月）
個人事業者の消費税	4月23日（金）	5月24日（月）

◇問合せ先 光税務署 ☎ 0833-71-0166
※音声ガイダンスに従って、『2』を選択してください。

役場での『確定申告の受付』は3月15日（月）までとなっています

関税務課 ☎ 52-5804

税務署での所得税確定申告の申告期限は4月15日（木）まで延長されましたが、役場での確定申告の受付は3月15日（月）までとなっています。3月16日（火）以降は、役場での申告受付はできませんので、税務署で確定申告を行ってください。

なお、町民税・県民税の申告は、3月16日（火）以降も役場で受け付けます。

お花見のときの新型コロナウイルス感染症対策のご協力をお願いについて

関建設課 ☎ 52-5807



広報たぶせ2月号（No.1013）にてお知らせしましたとおり、『第50回たぶせ桜まつり』は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。ご理解いただきますようお願いいたします。

田布施川沿いの桜の開花期間中のお花見は、飲食などは避け、マスクの着用や人との間隔を空けるなどの感染症対策にご協力をお願いします。